⑹　災害その他の特別の事情により当該年度の前年度における損益計算書上の経常損益を用いることが適当でないと考えられるときは、当該年度の前々年度における経常損益、当該年度の前年度前３年度の経常損益の平均値その他過去の経営実績に基づき適当な方法により算出した額を算定に用いることができるものとする。

⑺　特定短期貸付金に係る債務に対する物上担保等の信用補完がある場合には、当該信用補完の実行が見込まれる額を特定短期貸付金の額から控除した額に算入率以上の率を乗じて算定するものとする。ただし、当該信用補完が土地に対する物上担保である場合の控除額は、規則第４条第２項第２号から第７号までに定める方法のいずれかにより算定するものとする。

⑻　財務諸表評価方式に用いる財務諸表は、次のイからニまでの条件を満たさなければならない。

イ　監査法人又は公認会計士の監査が行われたものその他財務諸表が対象法人の財政状態、経営成績等を適正に表示していることについて弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通しているものの確認が行われたものであること。

ロ　経常損益の計算に用いる損益計算書において、地方公共団体からの補助金等の財政援助（委託費、使用料等として支出されているものであって当該支出の水準等から判断して実質的に補助金等と同等の効果を有すると考えられるものを含み、次の⑴から⑶までに掲げるものを除く。）を経常収益に計上していないものであること。地方公共団体からの補助金等の財政援助を経常収益に計上している場合にあっては、経常損益の計算上、経常収益の額から当該財政援助の額を控除すること。

⑴　料金減免に対する補助金又は負担金であって減免前の料金収入との差額に相当するもの（対象法人以外の法人にも支給される敬老乗車証に係る料金収入相当額、低所得者に対する特例的家賃減免に係る料金収入相当額等であって、料金減免に対する補助金又は負担金であることが明確なものに限る。）

⑵　対象法人以外の法人にも同様の条件で支出される補助金、介護保険給付費等

⑶　一般社団法人等が地方公共団体による補助金等の交付業務を実質的に代行している場合における地方公共団体から一般社団法人等に対する補助金等であって、当該法人が第三者に分配又は交付することが予定されているもの

ハ　不動産の売買を主たる業務とする法人の純資産の額又は債務超過額の計算に用いることができる財務諸表は、原則として販売を目的として所有する資産について一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいて適切に評価を行って作成されたものとする。ただし、これによらない財務諸表を用いる場合であっても、売買契約の申込みの勧誘を行っている土地について規則第４条第１項の例により評価を行い、未売出土地について規則第９条第３号算式の符号Ｅの例により評価を行って貸借対照表上の純資産の額又は債務超過額に必要な調整を加えたときは、当該調整後の純資産の額又は債務超過額を用いることができるものとする。

ニ　社会福祉法人については、原則として、事業活動収支計算書の経常収支を経常損益として、貸借対照表の純資産の部合計の額を純資産の額又は債務超過額として用いるものとし、その他企業会計の基準又は公益法人会計基準以外の会計基準によることとされている法人にあっては、それぞれの会計基準に基づき、経常損益、純資産に相当するものを用いて債務区分に分類するものとする。

⑼　純資産の額又は債務超過額の計算上、特定短期貸付金の貸付けを行っている地方公共団体の貸付金（特定短期貸付金及び規則附則第３条の貸付金を除く。）の財源が一般財源等であるとき又は地方債を財源としている場合であって将来負担比率の算定において当該地方債の償還金を特定財源として算入していないときは、当該貸付金を自己資本とみなして、貸借対照表上の純資産の額又は債務超過額を算出して適用することができるものとする。

⑽　対象法人の会計年度の始期又は終期が地方公共団体の会計年度の始期又は終期と異なる場合においては、原則として、半期報告書、四半期報告書等を用いて地方公共団体の会計年度における当該年度の前年度と同一の期間における経常損益及び地方公共団体の会計年度における当該年度の前年度の末日における純資産の額又は債務超過額を算出して適用するものとする。ただし、半期報告書、四半期報告書等を作成していないことその他のやむを得ない事情がある場合には、地方公共団体の会計年度における当該年度の前年度の末日までに終了した直近の財務諸表によることができるものとする。

⑾　対象法人の会計年度が１年に満たない場合には、経常損益の額を１年間を通じての経常損益に置き換えて適用するものとする。

４　財務諸表評価方式による債務区分の分類に当たって、対象法人に次の⑴から⑶までのような事情があるときは、当該⑴から⑶までに定める債務区分とすることができるものとする。ただし、対象法人の経営の実態等から判断して、これらの債務区分とすることが不適当と考えられる場合においては、これらの方法を用いてはならない。

⑴　対象法人が営業開始前であるとき　Ａ（正常償還見込債務）

⑵　対象法人が営業開始から３年以内であるとき　Ａ（正常償還見込債務）

⑶　対象法人の設立からおおむね５年以内に経常利益を生じ、かつ、売上げ及び経常利益が事業計画に比しておおむね７割以上確保されているとき　Ａ（正常償還見込債務）

５　格付機関の格付から債務区分を判定する方法

⑴　地方公共団体から補助金及びこれに類する財政支援（損失補償、出資及び貸付けを除く。）のいずれをも受けていない対象法人が、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成19年金融庁告示第28号）に定める適格格付機関の依頼格付を取得している場合には、当該格付に基づき、特定短期貸付金に係る債務の債務区分を分類することができるものとし、この場合における債務区分は、別紙２に定めるものとする。ただし、債務区分の分類に当たり考慮すべき特段の事情があるときは、別紙２に定める債務区分を当該事情に応じて調整して適用するものとする。

⑵　地方公共団体から補助金及びこれに類する財政支援（損失補償、出資及び貸付けを除く。）のいずれをも受けていない対象法人が、次のイからハまでに定めるものから当該イからハまでに定める格付を取得している場合には、当該格付に基づき、特定短期貸付金に係る債務の債務区分を分類することができるものとし、この場合における債務区分は、別紙３に定めるものとする。ただし、債務区分の分類に当たり考慮すべき特段の事情があるときは、別紙３に定める債務区分を当該事情に応じて調整して適用するものとする。

イ　株式会社格付投資情報センター　中堅企業格付

ロ　スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ　日本ＳＭＥ格付け

ハ　株式会社日本格付研究所　ＪＣＲ中堅・中小企業格付